

● 1 設置場所

- (1) 建物の出入口から概ね 5m 以内の位置に設けること。
- (2) 2 階部分も警戒するものにあつては、階段室付近の出入口から概ね 5m の位置に設けること。
- (3) 防火対象物の大きさによって、中央部分が未警戒となる場合は、当該部分を 1 号消火栓で警戒すること。なお、当該警戒部分以外に屋内消火栓により警戒する部分がない場合に限り、水源水量及び加圧送水装置の能力は、それぞれの消火栓についての必要量及び能力について合算することを要しない。

● 2 消火栓箱の構造

- (1) 材質・構造は、◇屋内消火栓●2 の例によること。
- (2) 地上式とすること。
- (3) ホース接続口は、消火栓箱内に設けること。
- (4) ホース接続口は、呼称 50 又は 65 の差込式とすること。
- (5) 起動用押しボタンを自動火災報知設備の発信機と兼用しない場合は、原則として当該押しボタンを消火栓箱内に設けること。

● 3 ホース・ノズル

- (1) 結合金具を差込式とした呼称 50 又は 65 の長さ 20m のホース 2 本以上とノズル（以下「放水器具」という。）を消火栓箱内に格納しておくこと。
- (2) ノズルの口径は、19mm 以上とすること。
- (3) やむを得ず放水器具を別置きする場合は、材質・構造を屋内消火栓●2 の例による専用の格納箱内に収納し、容易に識別できる色で 1 字につき 50 平方 C m 以上の「ホース格納箱」と表示する標識を設けること。
- (4) ホース接続口は、呼称 50 又は 65 の差込式とすること。
- (5) 令第 19 条第 3 項第 2 号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放射距離（概ね 10m）を加えて消火できる長さをいう。